

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6	保安機械器具等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6	全	保安機械器具等
H2-63A	一	回転警告灯
L2-530	全	道路管理用品
L2-531	全	道路用びょう
L2-532	全	道路安全維持具等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
作業用安全保護具, 救命器具, 防犯防災及び交通安全のために使用する機械器具及び公害防止器具、武器を分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
防災用受信盤→H7-110 J0 J1～J7に属さないその他の一般機械器具 J1 計量器, 測定機械器具及び測量機械器具 J2 時計 J3 光学機械器具 J4 事務用機械器具 J5 自動販売機及び自動サービス機 J7 医療機械器具		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-00	その他の保安機械器具等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-0	一	その他の保安機械器具等	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
盾	手錠	

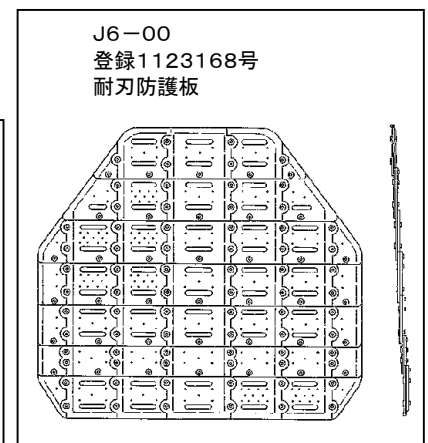
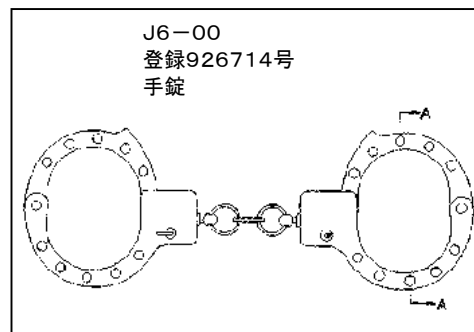
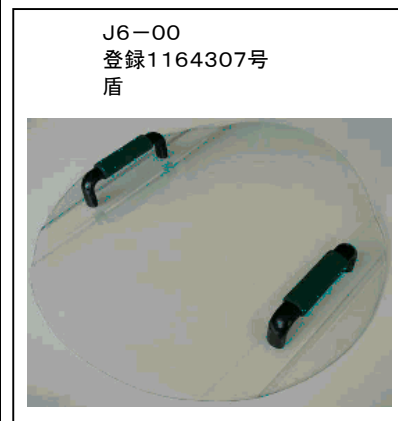
定義

J6代共通の定義

作業時に危険から人体を保護する作業用保安器具、非常事態から人を救出するための救命器具、犯罪や災害を未然に防いだり被害をおさえる防犯防災機器、交通安全のために道路で使用する交通安全用機器、その他特に、公害防止機器、武器を含む、人体の危険防止のために使用する機器。ただし、直接人体の危険防止に関係しない、恒常的に設置、設備されるものは原則として当類に含まない。

J6-00には、下位分類に属さないものを分類する。

主に、警官が使用する盾、手錠など。

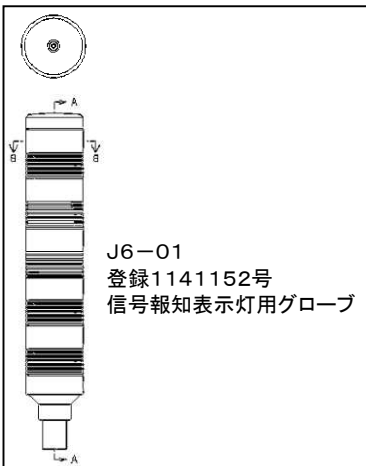
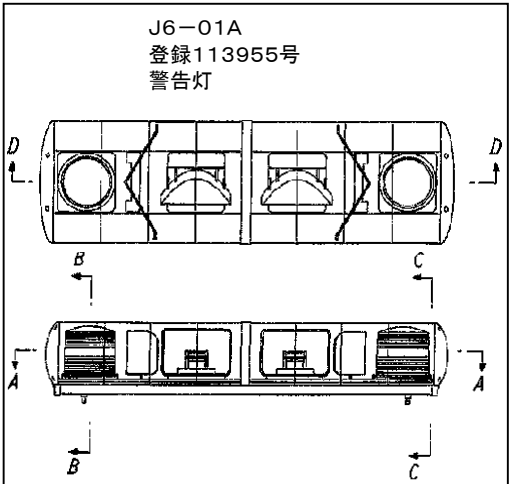


他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
耐刃防護板		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-01	保安用警告灯

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6－43	－	自動車用回転警告灯
H2－63A	－	回転警告灯
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D3－3210	壁じかけ灯	
J6－430	交通安全用灯器	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
回転警告灯	自動車用警告灯	警告灯用グローブ
定義		
作業状況を標示あるいは非常時や緊急時に警告を行う警告灯で、以下の二つの種類がある。		
①工場内等で機器に取り付けるもの。 灯部が多層のものや内部の発光部が回転するものが含まれる。		
②車両の屋根に取り付けるもの。 救急車や警察車両等の緊急車両に取り付けて緊急時に点灯させるものと、工事現場において周囲に工事中などを知らせるために車両に取り付けて点灯させるものなどがある。		
③防災機器収納盤等に取り付けられるもの。		
J6－01 登録1120795号 回転警告灯 	J6－01 登録1141152号 信号報知表示灯用グローブ 	J6－01A 登録113955号 警告灯 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**交通安全用灯器**

交通安全のために、路上で臨時的(一部恒常的)に使用する警告灯(工事用保安灯、交通整理用誘導灯)はJ6-430に分類する。

自動車用標識灯

タクシーの車体に取り付ける自動車用標識灯、社名表示用灯具はF5-15に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

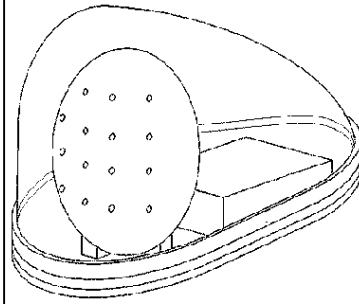
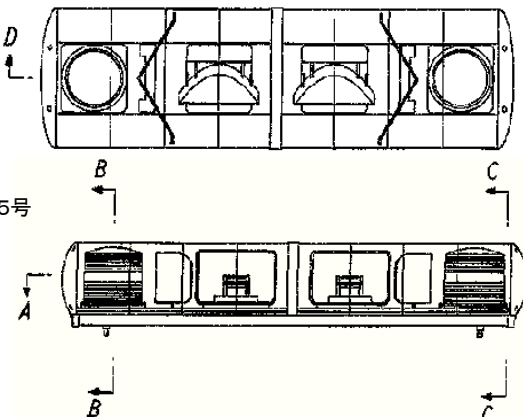
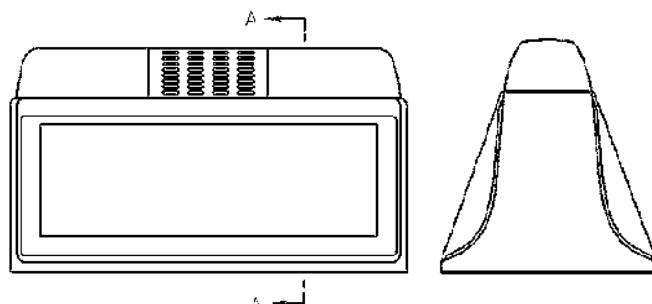
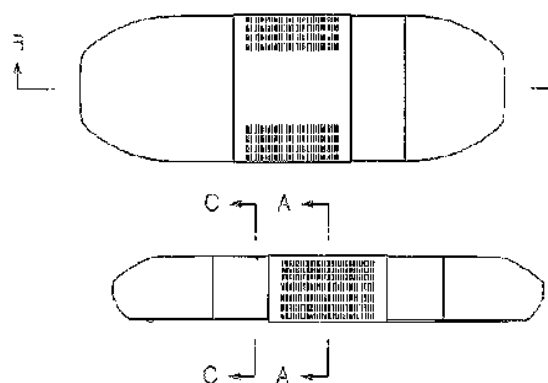
交通安全用に限定されているものはJ6-430であるが、交通安全や機器の保安用などいくつかの用途に使える警告灯はJ6-01に優先的に分類する。

過去に分類した物品の名称

信号報知表示灯用グローブ

警告灯

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J6-01	A	車載型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6-43	—	自動車用回転警告灯
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
F5-15	自動車用標識灯	
J6-430	交通安全用灯器	
定義(図例必須)		
J6-01に含まれる保安用警告灯のうち、車両取り付け型のもの(グローブのみもあり)。 半球型のものや幅広の直方体型ものが含まれる。 電光表示部を備えたものも含む。 ただし、他用途の標識灯や広告的要素が強いものは除く。→F5-15(自動車用標識灯)		
J6-01A 登録1172664号 警告灯  J6-01A 登録1113955号 警告灯 		
J6-01A 登録1142550号 自動車用警告灯  J6-01A 登録1063214号 警告灯用グローブ 		

他のDタームとの関係(付与しない意匠)**自動車用標識灯**

タクシーの屋根に取り付ける、自動車用標識灯、社名表示用灯具(主に警告することが目的ではなく、広告的要素が強いもの)はF5-15に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

車両に取り付ける保安用警告灯であれば、用途が交通安全用に限定されていても、J6-430(交通安全用灯器)ではなく、J6-01A(保安用警告灯、車載型)に優先的に分類する。

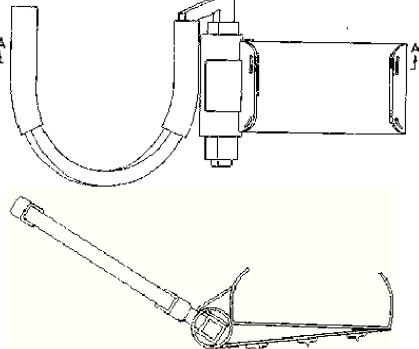
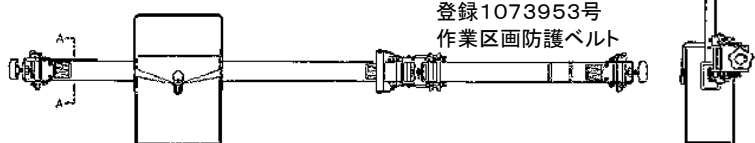
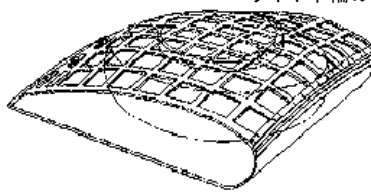
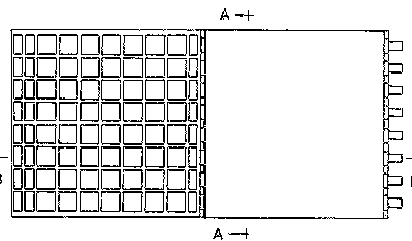
このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称

自動車用警告灯	警告灯	警告灯用グローブ

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-10	作業用保安器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6－10	全	作業用保安器具	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
B5－920		履物付属品	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
木登り器			
定義			
J6－1代に共通する定義			
高所や高温など、人体に危険を伴う肉体的作業現場において、予想される危険を回避、あるいは、危険から生命を守るために使用される器具。			
J6－10には、下位分類(J6－11～19)に属さないものを分類する。			
主に、木登り具など。			
J6－10 登録649141号 木登り用はきもの 		J6－10 登録1073953号 作業区画防護ベルト 	
J6－10 登録885601号 タイヤ車輪の飛 		J6－10 登録885601号 タイヤ車輪の飛 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）			
過去に分類した物品の名称			
救命具	作業区画防護ベルト		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-11	作業用身体保護具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-11	全	作業用身体保護具	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B1-901	衣服用肩当て等
B2-01	腹巻き又は健康帯
B2-441	脚用サポーター
B2-521	腕用サポーター
B2-65	ヘルメット
B3-60	眼鏡
B3-601	眼鏡(バンド付き)
B3-61	特殊眼鏡
C4-03	衛生マスク及び安眠用眼帯
C4-04	ガーゼ、包帯等
E3-00	その他の運動競技用品
J7-70	機能回復用機械器具及び更正用機械器具(歩行補助器、松葉杖等)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B2-65	ヘルメット

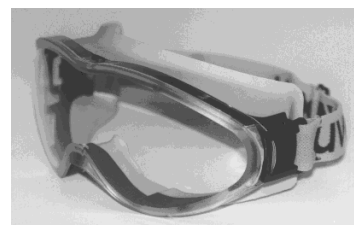
この分類に含まれる物品		
防護面	防じんマスク	作業用呼吸保護具
作業用冷却衣	エックス線防護衣	溶接用眼鏡

定義

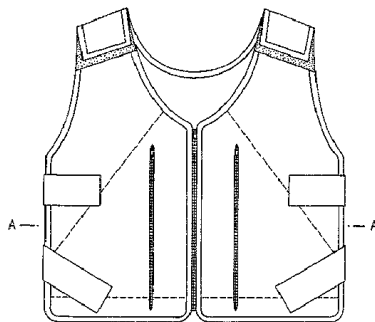
高所、高熱、酷寒など、生体を維持するのに困難な状況において、作業員の人体を保護するために作業員が頭や顔、全身などに身につけるもの。例えば、消防作業時や潜水作業時に身につける防護衣や防護マスク等が含まれる。

ただし、日常生活や運動競技において身につける衣類などを除く。

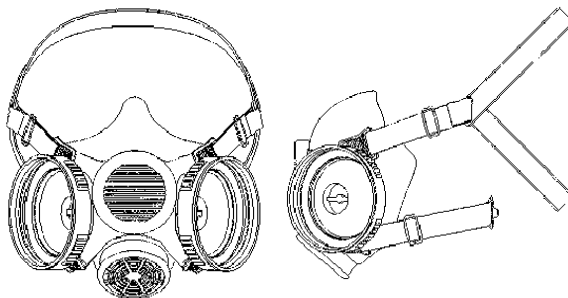
J6-11
登録1140964号
保安用ゴーグル



J6-11
登録1093475号
耐刃用防護ベスト



J6-11A
登録1012572号
防護マスク



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

衣服用肩当て(B1-901)
腹巻き、健康帯(B2-01)
脚用サポーター(B2-441)
腕用サポーター(B2-521)
運動競技用品(E3-00)
ガーゼ、包帯(C4-04)

二輪乗車時に使用するプロテクタ類

二輪乗車用のプロテクタ類は、原則として運動用と判断し、B2に分類される膝、肘用を除き、E3-00(その他の運動競技用品)に分類する。

眼鏡について

溶接用眼鏡(J6-11)
防塵用眼鏡(B3-601)
水中眼鏡(E3-531)

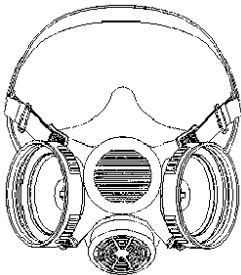
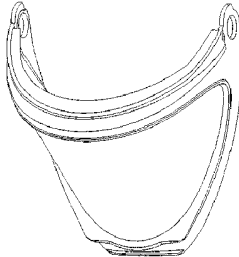
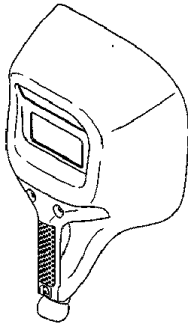
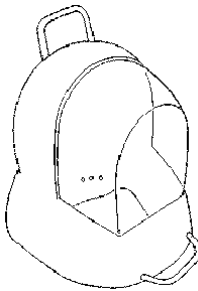
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

「ヘルメット」はB2-65に分類する。

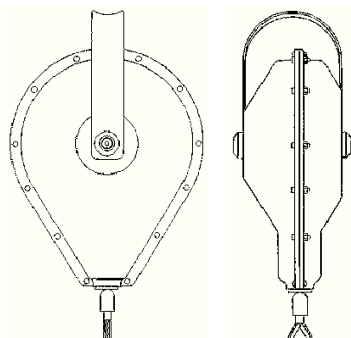
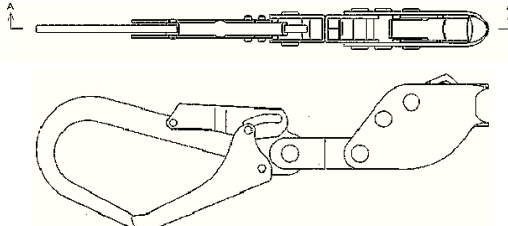
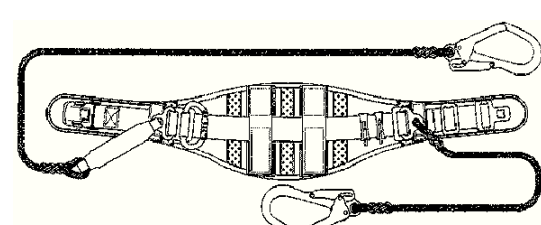
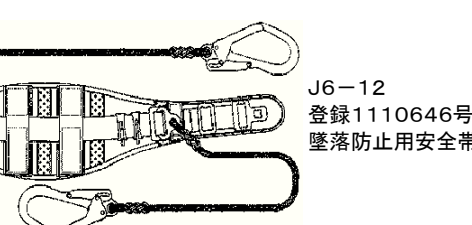
過去に分類した物品の名称

耐刃用防護衣	防煙防熱マスク	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J6-11	A	作業用マスク

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6－11	－	作業用マスク、防じんマスク	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
B2－69	帽子等部品及び付属品		
C4－03	衛生用マスク及び安眠用眼帯		
定義(図例必須)			
J6－11に含まれる物品のうち、頭部全体、顔面あるいは顔の一部を覆って頭部や顔を保護するもの。 ただし、眼鏡や帽子など、マスクとはいえないものは除く。 主に防じんマスクや溶接用マスク、潜水用マスク等が含まれる。			
		J6－11A 登録1012572号 防護マスク	
		J6－11A 登録1063962号 防護面	
		J6－11A 登録1154951号 溶接用防護マスク	
		J6－11A 登録1033385号類似意匠1号 潜水用ヘルメット	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
この分類に含まれない物品			
衛生用マスク(C4－03)			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称			
防護マスク	防護面	溶接用防護マスク	
潜水用ヘルメット	防じんマスク		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-12	作業用墜落防止器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-12	全	作業用墜落防止器具	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
B2-20		衣服用ベルト	
G1-040		荷崩れ防止具等	
G1-050		運搬物つり上げ具	
M3-000		その他のねじ、くぎ、開閉金物、係止具等	
M3-04		連結環	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
墜落防止器		墜落防止用安全帯	ロープ緊張器
定義			
建設工事や電線工事などの高所作業において作業員の墜落防止のために使用される墜落防止器などの機器や作業員が身につける安全帯など。運搬用のつり上げ具や荷崩れ防止ベルト(→G1)などを除く。			
			
J6-12 登録1062888号 墜落防止器		J6-12 登録1074300号 ロープ緊張器	
			
J6-12 登録1110646号 墜落防止用安全帯		J6-12 登録1110646号 墜落防止用安全帯	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**この分類に含まれない物品**

荷崩れ防止具(G1－040)

運搬物つり上げ具(G1－05)

ロープ等の固定金具

新しい物品分野の固定金具(係止具を含む)、多分野に関係する固定金具はM3－000に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**過去に分類した物品の名称**

ネット

安全用親縄

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-19	作業用保安器具部品及び付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-19	全	作業用保安器具部品及び付属品	

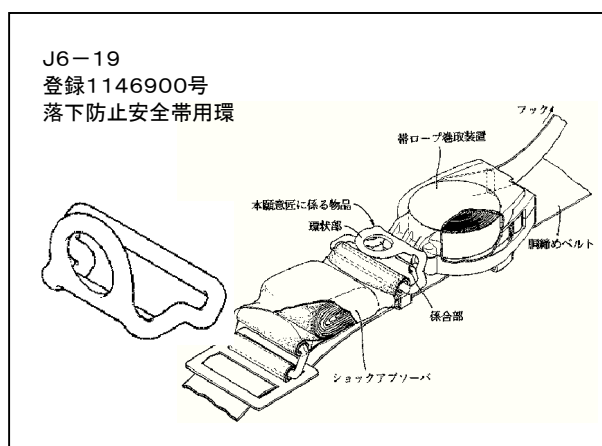
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B9-1300	衣服及び身の回り品用連結金具
B9-132	衣服及び身の回り品用連結金具(穴掛け型)
B9-133	衣服及び身の回り品用連結金具(雌雄型)
G1-040	荷崩れ防止具等
G1-050	運搬物つり上げ具
M3-000	その他のねじ、くぎ、開閉金物、係止具等
M3-04	連結環

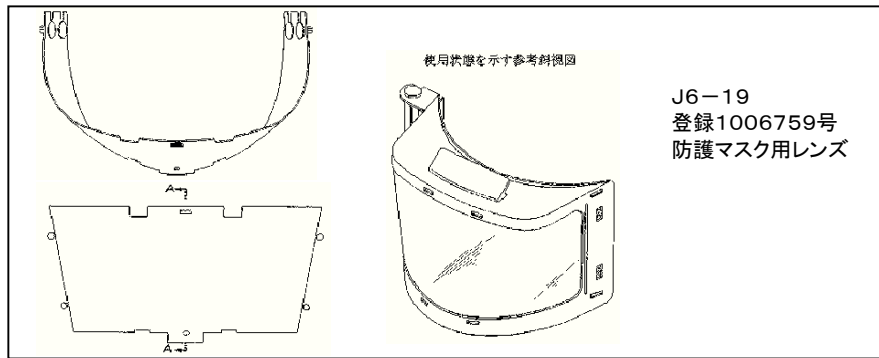
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
作業用安全フック	墜落防止帯用環	防護マスク用レンズ

定義

作業用保安器具にのみ使用される部品及び付属品。
 主に墜落防止器や墜落防止用安全帯に使用される金具類や身体保護具(防じんマスク等)の部品などが含まれる。
 ただし、金具類で保安器具以外にも使用される多用途のものは含まない。(→M3)





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

ロープ等の固定金具

新しい物品分野の固定金具(係止具を含む)、多分野に関係する固定金具はM3-000に分類する。

汎用のカラビナはM3-04に分類する。

汎用のバックルはB9-13代に分類する。

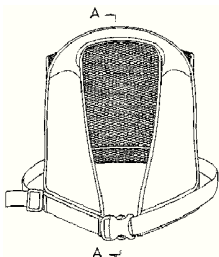
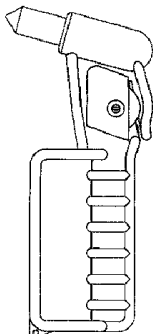
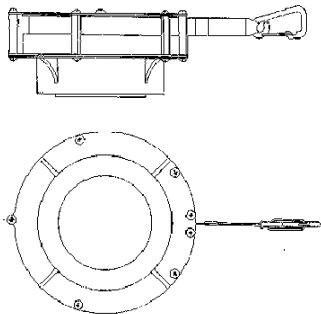
身体に直接的に取り付ける金具はJ6-19に分類し、間接的に取り付け金具(安全ネット取付金具等)はL1-5代に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

吸入マスク用フィルターホルダ		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-20	救命器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-20	全	救命器具	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D0-200	はしご、脚立、踏み台等		
E2-61	遊戯用浮袋		
K1-24210	つち(金づち、ハンマー)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
救命胴衣	救命浮袋	緩降機	
脱出用ハンマー			
定義			
海難、火災、その他の災害事故において、事故現場から避難あるいは救助したり、危険な状況にある人体を一時的に守るもの。 主に、海上で溺れた人が身につける救命胴衣や車内に閉じこめられた人が窓を粉砕して脱出するためのハンマー、非難用はしごや緩降器などが含まれる。物品名や形態で明らかに「救命用」と判断できるものに限定する。			
 J6-20 登録1168435号 救命胴衣 J6-20 登録1093786号 脱出用ハンマー   J6-20 登録876662号 緩降機 使用状態を示す参考図 			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
この分類に含まれない物品			
はしご(D0-200)			
遊戯用浮袋(E2-61)			
金づち、ハンマー(K1-24210)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-29	救命器具部品及び付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-29	全	救命器具部品及び付属品	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
G1-000	その他の運搬、昇降又は貨物取扱用機械器具(滑車)

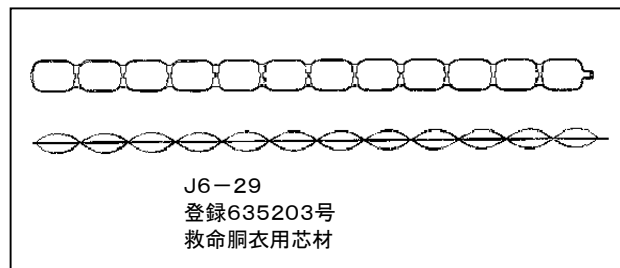
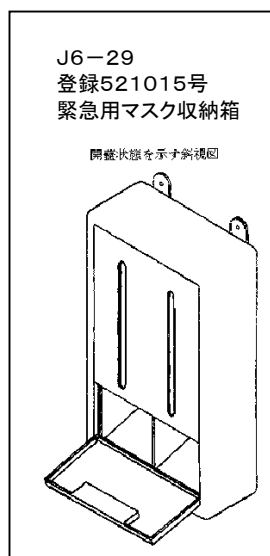
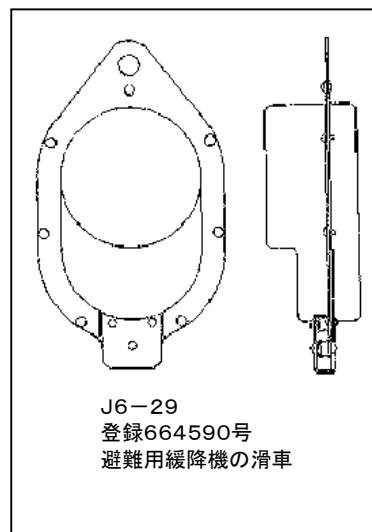
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
緩降器の滑車	救命胴衣用芯材	緊急用マスク収納箱

定義

救命器具にのみ使用される部品及び付属品。

主に、避難用緩降器に使用される金具や部品、救命胴衣の構成部材、救命器具を普段収納しておく収納箱等が含まれる。物品名や形態で明らかに「救命用」と判断できるものに限定する。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

滑車(G1-000)

消火器用収納箱(J6-319)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-300	防犯防災用機器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-30	一	防災用機器(防犯警報器、ガス漏れ警報器を除く)	
J6-0	一	警棒、催涙スプレー、スタンガン	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H7-110	監視用機器
H7-230	発音機器等
H7-231	ブザー等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
警棒	護身用催涙スプレー	護身用高電圧スタンガン
盗難防止用着色タグ	盗難防止用電光表示器	

定義

J6-3代に共通する定義

J6-3代には①あるいは②に該当するものが分類される。

- ①火災や震災などの災害の被害を最小限にいとめるためのもの。
- ②犯罪などから身を守るために所持する防衛具や、犯罪を防ぐための機器。

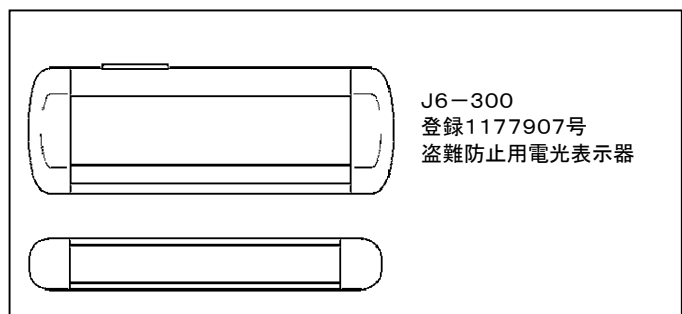
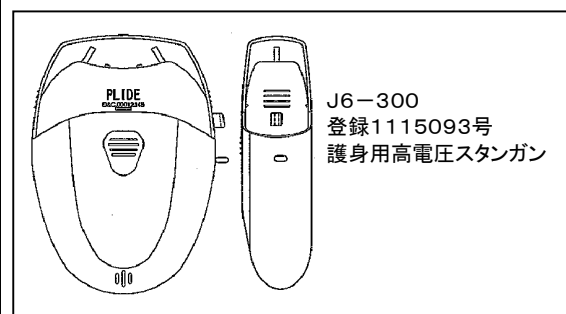
J6-300には下位分類(J6-310～390)に含まれないものを分類する。

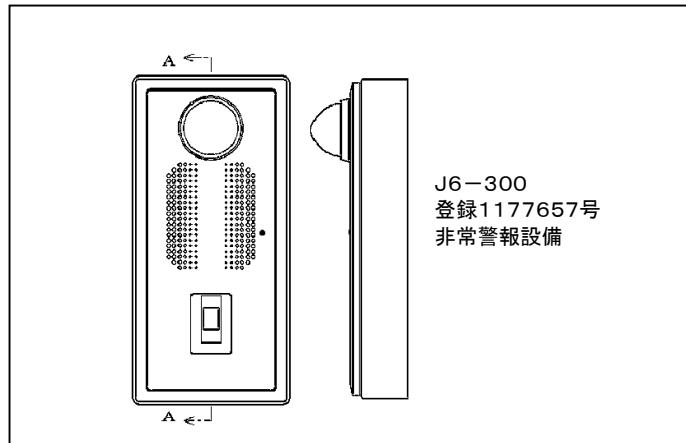
主に防犯用の警棒や催涙スプレー、スタンガン等が含まれる。

災害を検知、警報する警報器や災害状況を管理する監視機器は含まない。→H7-110

ただし、検知機能が付いていても光のみによって注意喚起を行うものや犯人を威嚇するだけのもの(盗難防止用電光表示器)は当分類に含む。

また、商品等に取り付ける防犯タグはそれ自身が音を出すかを問わず、形態的特徴からJ6-300に分類する。(ただし、店舗の入り口に置くような防犯用アンテナは除く→H7-110)





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

- ・一般的な錠はM3-22代。
- ・自動車用錠、自転車用錠はG2。
- ・鍵材はM3-27。
- ・非常用押ボタン(押圧すると警報が鳴るもの)は、
壁埋込型(前面に保護板が付いているものを含む)はH1-5300AA、携帯型はH7-231。
- ・ライト付き携帯ブザーはD3-500。
- ・煙等を感じて警報を鳴らすものはH7-110。
- ・火災・ガスもれ等を感じする機器のうち、完成体(火災報知器、防災用受信盤、ガス漏れ感知器、ガス漏れ警報器、防犯警報器等)はH7-110。センサーのみはH1-5500~558。
- ・監視用カメラはJ3-230。
- ・監視用機器と形状及び機能において関連のないモニターは、データ表示機(H7-62代)。
- ・入室者管理機のうち、カードリーダー(生体認証機付き含む)はH6-541。
- ・生体認証機のみはH7-130(操作キー付きはH7-131)。
ただし店の出入り口に設けられる受信機はH7-110。
- ・消火器はJ6-310。

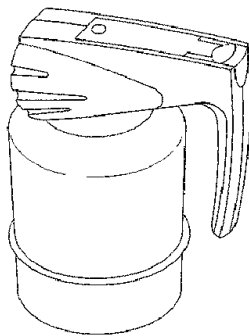
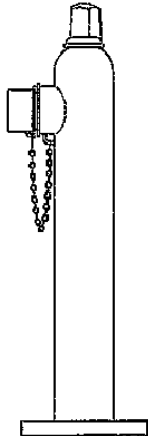
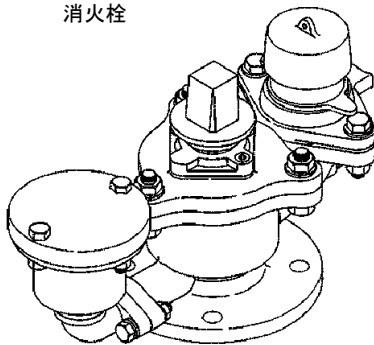
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

「防犯用」、「防災用」と記載されていても、他の分類に同種の物品が存在する場合は、該当分類を優先する。(例 防犯用錠→M3-22代、防犯カメラ→J3-230等)

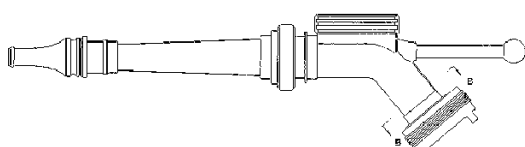
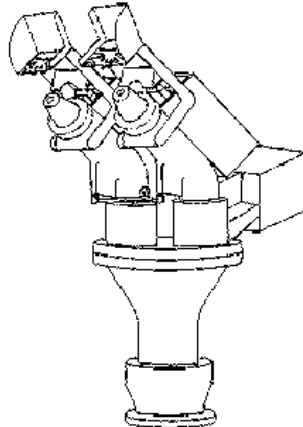
過去に分類した物品の名称

警報表示器	ケーブル貫通部防火器具	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-310	消火器、消火栓等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
J6-31		一	消火器、消火栓等		
参考分類・参考物品					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
M2-5000			バルブ等		
M2-550			給水栓		
再掲載指示					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
C3-351			消火バケツ		
この分類に含まれる物品					
消火器		消火栓		消防ホースノズル	
定義					
消火器、消防用ホース、消火栓など、消火に関する機器。 消火に関する複数の機能を備えた消火設備盤（消火器や消火ホースの収容部に火災時非常ベルなどが付けられたもの等）を含む。（ただし、火災報知器は除く。→H7-110） 消火用に限定されない給水栓等は除く。					
J6-310 登録1043292号 消火器  J6-310 登録1066130号 消火栓  J6-310 登録1113952号 消火栓 					
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
この分類に含まれない物品					
消火用スプリンクラー(M2-551)					
バルブ(M2-5000)					
給水栓(M2-550)					
消防作業時に身につける防護衣等(J6-11)					
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）					
「消火バケツ」はC3-351に分類する。					
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J6-310	A	消火ホースノズル

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6-31	一	消火器、消火栓等(消防ホース用ノズル)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
M2-551	散水用ノズル	
定義(図例必須)		
J6-310に含まれる消火用機器のうち、消火ホースの先端に取り付ける水の噴出口(ノズル)。 また、消火用放水銃のように、ホースではなく、水栓に接続するものであっても、明らかに消火用に限定される形態のノズル類は含まれる。 消火用であっても、天井や地面などホース以外のものに取り付けて使用するスプリンクラー類は、汎用のスプリンクラーと形態が近似するので、当分類には含まない。		
		J6-310A 登録1112973号 消防用放水銃
		J6-310A 登録881419号 消防ホース用ノズル
		J6-310A 登録926961号類似意匠1号 消火用放水銃
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
この分類に含まれない物品		
消火用スプリンクラー(M2-551)		
農薬散布機用ノズル(K3-1310)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		

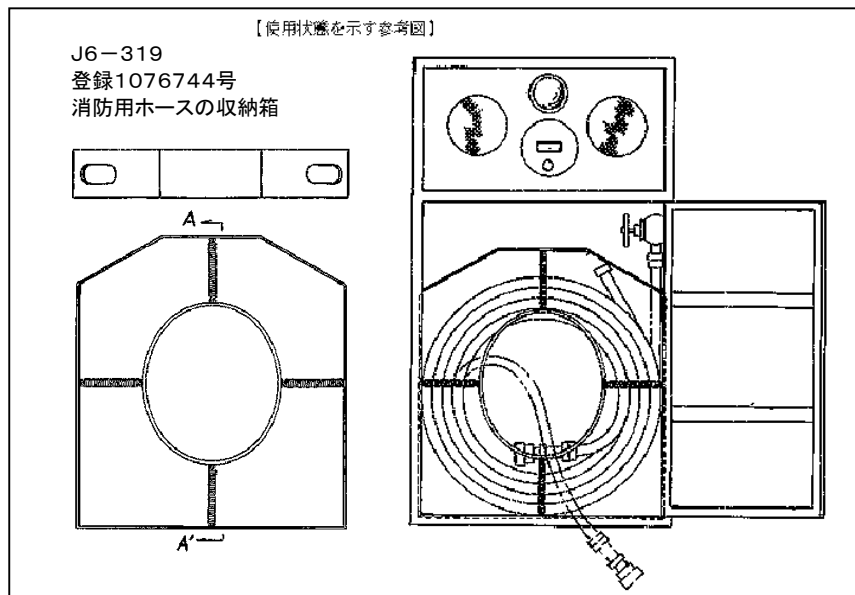
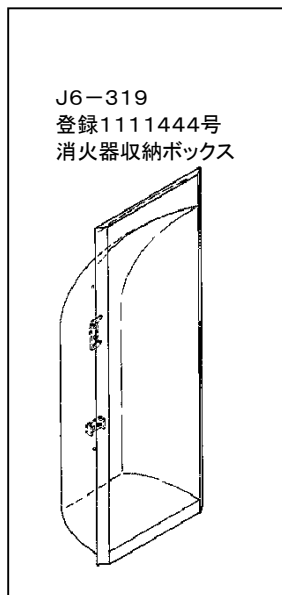
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
消防ホース用ノズル		消火用放水銃

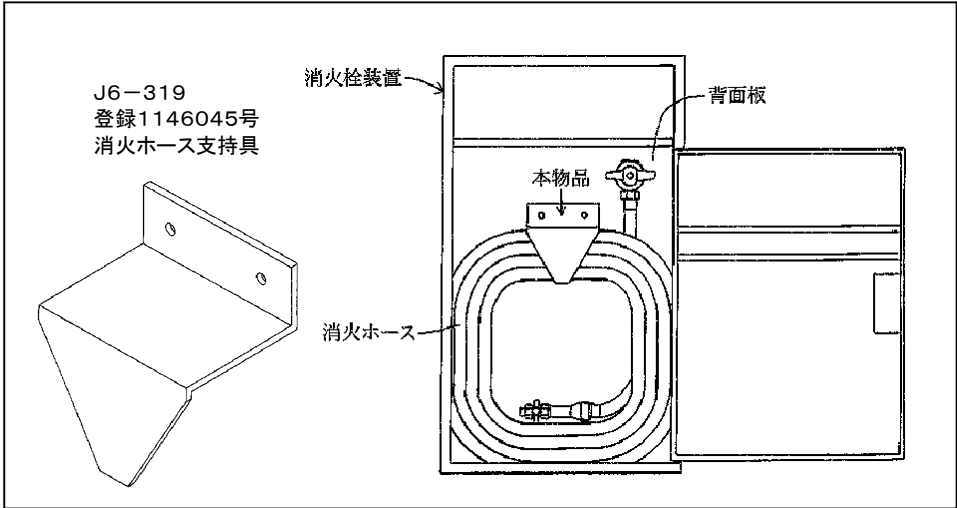
意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-319	消火器、消火栓等部品及び付属品

	対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
	旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
	J6－39	一	防災用機器部品及び付属品（消火器スタンド）	
	参考分類・参考物品			
	分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
	DO－100	住宅用受け箱等		
	再掲載指示			
	分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
	この分類に含まれる物品			
	消火器ケース	消火器スタンド		消火器用収納箱
	消火ホース支持具			

定義

J6-310に含まれる消火用機器にのみ使用する部品及び付属品。
 主に、消火器スタンド、消火器用スタンド、消火器用収納箱、消火ホース支持具などが含まれる。
 消火に関する複数の機能を備えた消火設備盤(消火器や消火ホースの収容部に火災時非常ベルなどが付けられたもの等)の部品を含む。(ただし、火災報知器は除く。→H7-110)
 消火ホース用ノズルと消火用スプリンクラーは除く。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

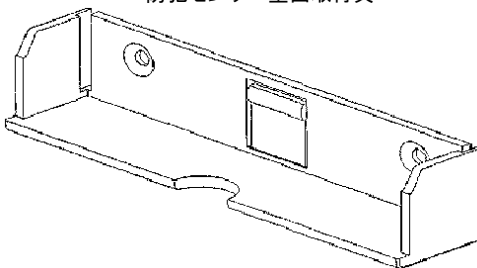
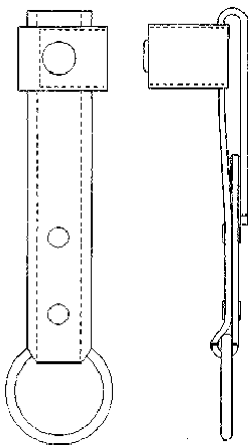
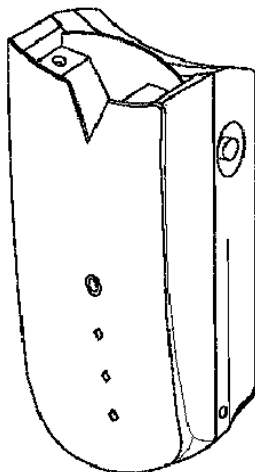
この分類に含まれない物品

- 消火ホース用ノズル(J6-310A)
- 消火用スプリンクラー(M2-551)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

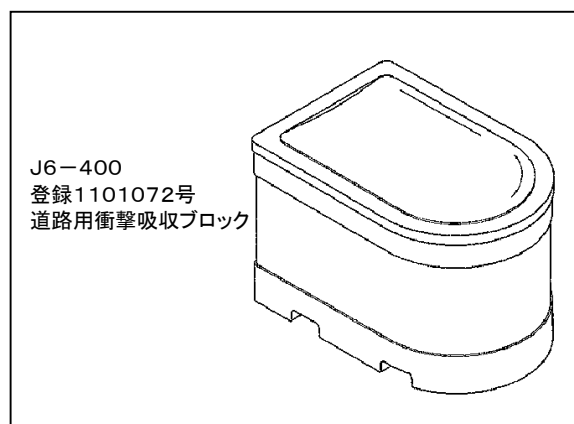
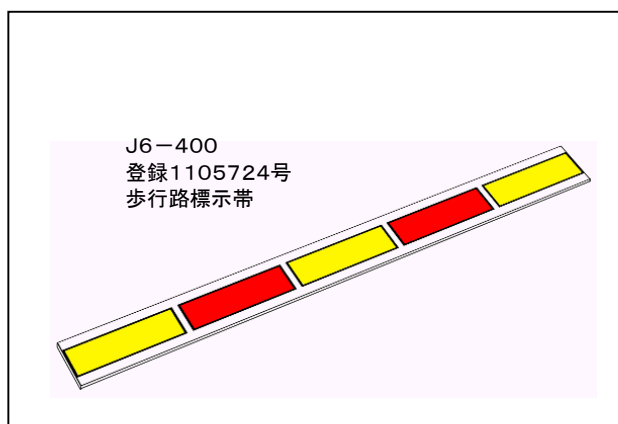
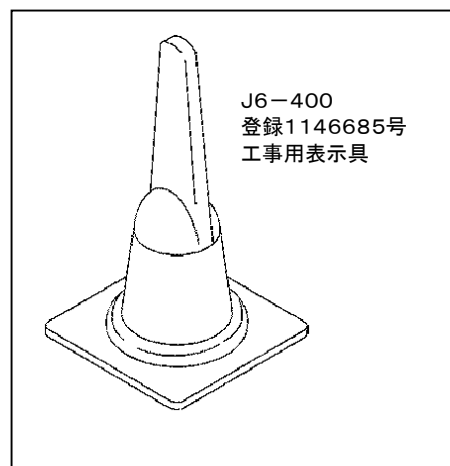
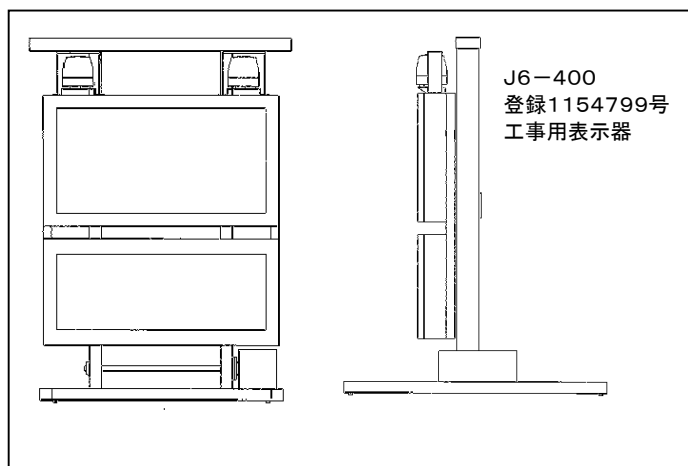
過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-390	防犯防災用機器部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-39	一	防災用機器部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
防犯タグ解除器		警棒用ケース	
定義			
J6-300に分類される防犯機器、防災機器にのみ使用する部品及び付属品。 主に、防犯用タグの取付器や解除器、警棒や催涙スプレーなど護身用具の部品及び付属品などが含まれる。			
J6-390 登録1093274号 防犯センサー壁面取付具 		J6-390 登録1007575号 警棒用ケース 	
		J6-390 登録1073164号 防犯タグ解除器 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
消火器や消火栓等の消火用機器の部品付属品はJ6-319に分類する。 防犯防災用の灯器(防災機器収納盤の警告ランプ等)はJ6-01(保安用警告灯)に分類する。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
防犯タグ取り付け用クリップ		防犯センサー壁面取付具	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-400	交通安全用機器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-40	一	交通安全用機器	
L2-530	全	道路管理用品	
L2-531	一	道路用びょう(路面表示具)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
F5-100	広告用具及び表示具		
F5-101	広告用具及び表示具(床置型及び路上設置型)		
F5-102	広告用具及び表示具(生物型)		
F5-14	非常口表示器		
L2-52101	車輪止めブロック		
L2-5400	道路構造物		
L3-130	交通施設物		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
L3-5300	道路用安全さく及び道路用移動さく		
L3-590	道路さく、橋りょうさく等構成部材		
この分類に含まれる物品			
停止表示器	工事表示器	発煙筒	
踏切遮断機	反射ベスト	道路用衝撃吸収ブロック	
交通整理台			
定義			
J6-4代に共通する定義			
海、陸、空の交通において、一時的に交通規制を行う機器、交通事故を防ぐために恒常的に道路に設置する器具、また、危険を報知する表示具。			
J6-400には下位分類(J6-41~490)に含まれないものを分類する。			
表示具について			
当分類には、交通安全用又は工事用であって、			
①黄、赤、黒の色彩による表示具			
②鉄道及び車両(タクシーを除く)に取り付ける表示具			
が含まれる。			
安全標識シートについて			
電柱、道路標識柱、ブロック塀等にバンドで締め付け、又は接着させて使用する安全標識シートは、当分類に含む。(ただし、電柱に巻き付けて使用する違法広告防止具はL3-149にあり、形態が若干類似するものがあるので注意が必要)			



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

回転警告灯(J6-01)
 広告用具及び表示具、道路標識(F5-10代)
 非常口表示器(F5-14)
 車輪止めブロック(L2-52101)
 道路構造物(L2-5400)
 交通施設物(L3-130)

広告用具及び表示具(F5-10代)との関係

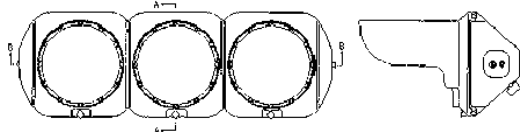
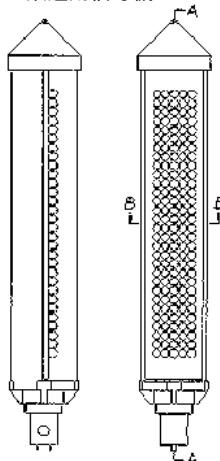
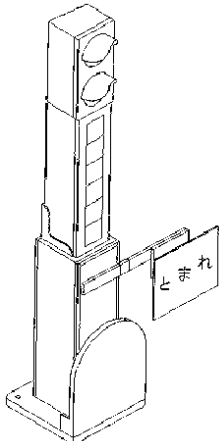
物品名又は物品の説明において「工事用」「交通安全用」と記載された表示具であっても、文字、図形を用いたもの(電光掲示板)である場合には、F5-10代に分類する。
 表示内容が明らかでない場合もF5-10代に分類する。
 上記、表示具の枠体(部品及び付属品)はF5-190に分類する。

柵連結具

危険個所表示具(例えばコーン状のもの)同士を連結して、交通を遮断する、あるいは進入を防ぐための柵を構成する連結具はL3-532に分類する。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
「道路用安全さく及び道路用移動さく」はL3－53代に分類する。 「道路さく、橋りょうさく等構成部材」はL3－59代に分類する。		
過去に分類した物品の名称		

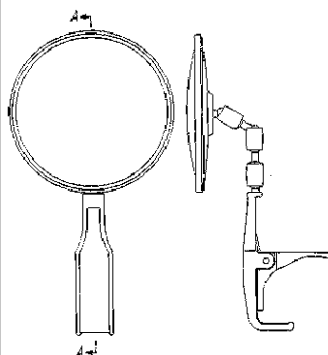
意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-41	交通信号機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-41	全	交通信号機	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
L3-130		交通施設物	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
交通信号機		鉄道用信号機	
定義			
海、陸、空の交通において、交通事故を防止するために固定的に設置される信号機。 主に、自動車用、歩行者用、鉄道用の信号機が含まれる。 点灯や点滅によって注意を促すだけのものは除く。→J6-430			
J6-41 登録927914号 交通信号機  J6-41 登録821752号 鉄道用信号機  J6-41 登録1120367号 交通誘導表示機 			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
この分類には含まれない物品			
交通信号機灯(J6-49)			
交通信号機用歩行者スイッチ(J6-49)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
交通誘導表示機			

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-420	道路用反射具及び遮光具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6-42	全	道路用反射鏡及び道路用反射器
L2-532	全	道路安全維持具等
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
G2-905		車両用反射器
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる物品		
道路用反射鏡	道路用反射器	道路用遮光具
防眩板		
定義		
陸上交通用の道路の危険箇所やガードレール、中央分離帯等に取り付けられる、カーブミラー、反射器、遮光器。部分的に発光ダイオードなどが使われていても、全体に占める割合が低ければ、当分類に含む。 (発光部の割合が大きいものは灯器としてJ6-430に分類する) 反射器でも道路に埋め込まれる形態は除く。→J6-44(道路びょう)		

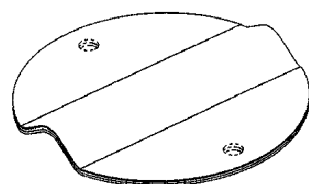
J6-420
登録1117033号
安全確認用反射鏡



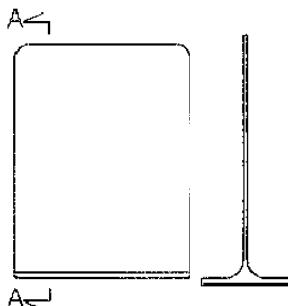
J6-420
登録1155194号
道路用反射器



J6-420
登録1179671号
交通安全用反射器



J6-420
登録1054975号類似意匠1号
防眩板



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

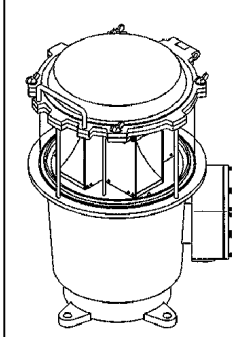
この分類に含まれない物品

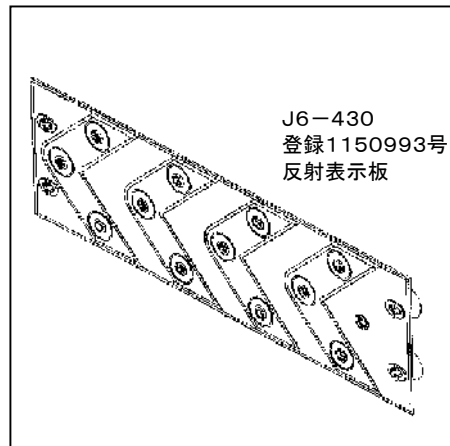
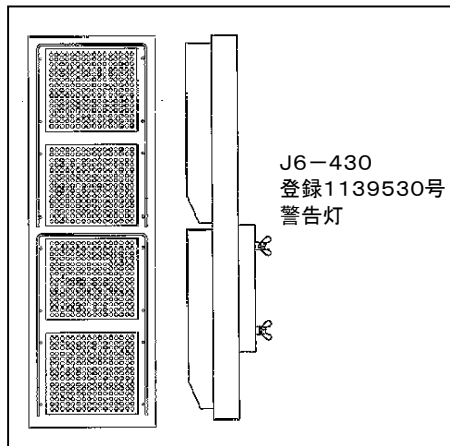
車両用反射器(G2-905)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-430	交通安全用灯器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-43	一	回転警告灯及び浮標灯(浮標灯)	
J6-40	一	交通安全用機器(誘導灯)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D3-500	携帯用照明器具		
D3-6200	特殊用途投光器		
F5-100	広告用具及び表示具		
F5-101	広告用具及び表示具(床置型及び路上設置型)		
F5-102	広告用具及び表示具(生物型)		
F5-14	非常口表示器		
H1-75	発光ダイオード、発光ダイオードランプ		
H1-76	電球等		
J6-01	保安用警告灯		
K2-191	漁網用浮き		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
工事用保安灯	交通整理用誘導灯	浮標灯	
定義			
海、陸、空の交通において、一時的に交通規制を行う灯器、交通事故を防ぐために恒常的に道路に設置する灯器、また、危険を報知する表示灯。			
J6-4代に含まれるもののうち、主として灯部をもつものは、交通信号機(J6-41)、道路用びょう(J6-44)を除いて、全てJ6-430に分類する。ただし、付属的に灯部を備えているものは除く。			
交通安全用よりも上位の保安用の灯器は除く。→J6-01(保安用警告灯)			
 J6-430 登録1141171号 保安灯  J6-430 登録1127595号 航空障害灯			



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

表示灯について

照明の要素が強いものはD3代

広告用具、表示具から発展したもの(表示具に光源を加えたもの)はF5代

計器盤等の表示素子はH1-7代

交通安全用で、緊急時に注意喚起するものはJ6-430(当分類)

機械等に取り付ける危険通報の信号灯、及び緊急車両に取り付ける警告灯はJ6-01

広告用具及び表示具(F5-10代)との関係

物品名又は説明において「工事用」「交通安全用」と記載された表示灯であっても、文字、図形を用いたもの(電光掲示板を含む)である場合には、F5-10代に分類する。

表示内容が明らかな表示灯もF5-10代。

J6-430には、原則として、点滅や点灯など光のみの表示具(文字、図形の無いもの)を分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

道路用危険表示灯	保安灯	警告灯
----------	-----	-----

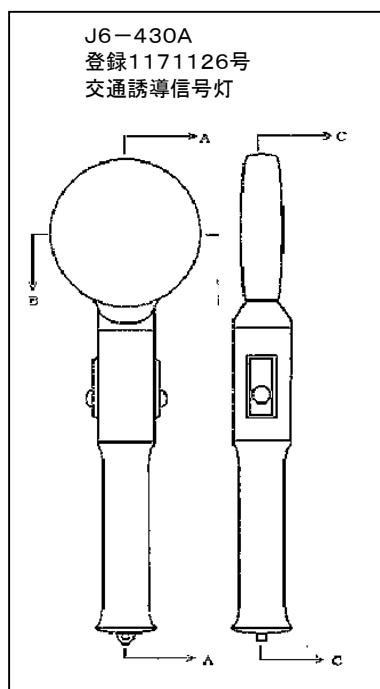
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
J6-430	A	携帯型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-40	一	交通安全用機器(交通整理用誘導灯、携帯信号灯)	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-500	携帯用照明器具

定義(図例必須)

J6-430(交通安全用灯器)に含まれる灯器のうち、主として手に持って使用する形態のもの。形態や物品の説明から携帯用と断定できないものは除く。→J6-430
主に、工事現場で交通整理を行うための誘導灯や信号灯が含まれる。



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

この分類に含まれない物品

携帯用照明器具(懐中電灯や手提げ灯)(D3-500)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
交通整理用誘導灯	携帯信号灯	携帯型合図灯

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-44	道路用びょう

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
L2-531	一	道路用びょう	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L2-2100	基礎工事用品
L2-52100	縁石ブロック等
L2-5220	敷板、舗装用ブロック等

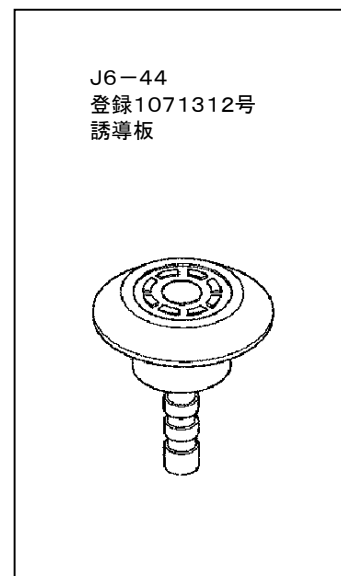
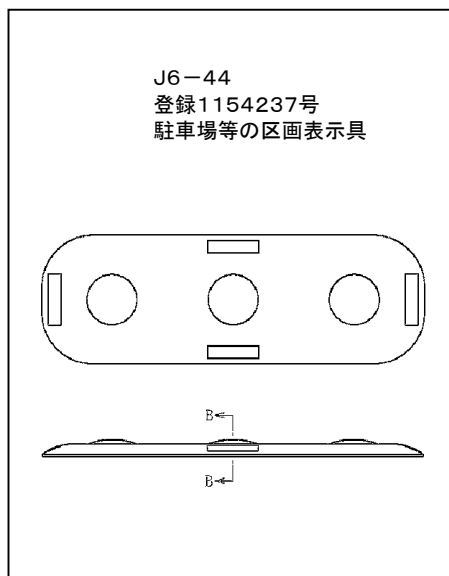
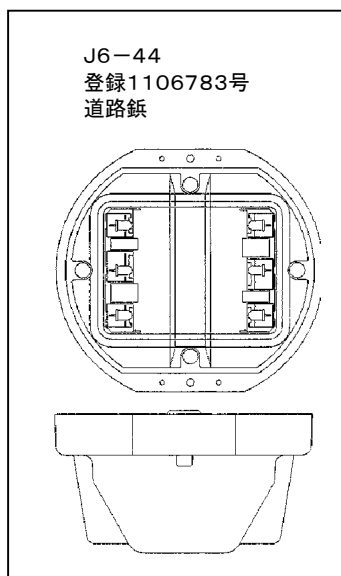
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
道路用びょう	路面表示具	

定義

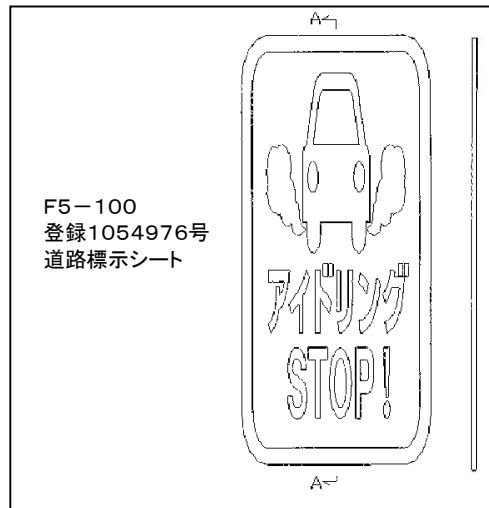
車や人に注意をうながしたり安全な方向へ誘導したりするために、車線上や歩道と車道の境界などの路面に設置する機器、表示具。

自ら発光するものや光を反射するものがあり、また、埋め込み型と路面設置型とがある。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

路面やガードレール等に貼り付ける路面表示具(反射材や色彩が施された比較的薄手のもの)はJ6-400に分類する。(ただし、記号や図が記載されたものはF5-10代)

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

発光部のある道路用びょうは、J6-430(交通安全用灯器)ではなく、当分類に優先的に分類する。

過去に分類した物品の名称

駐車場等の区画表示具	誘導板	

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-49	交通安全用機器部品及び付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-49	全	交通安全用機器部品及び付属品	

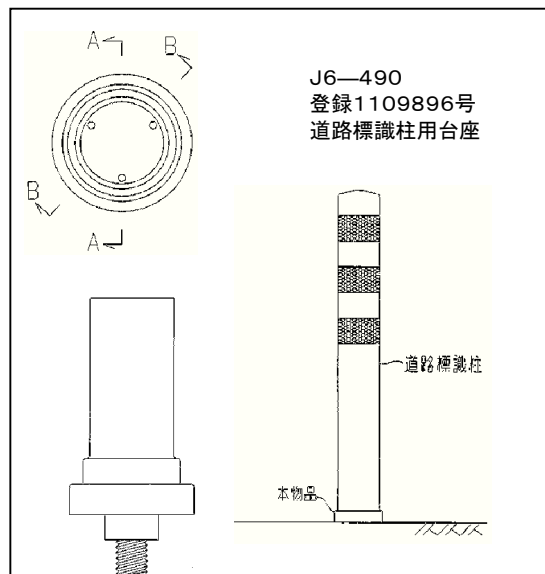
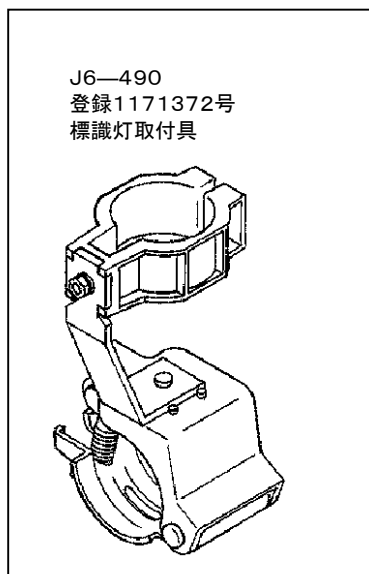
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-4190	街路灯等部品及び付属品(街路灯用ポール、街路灯用アーム)
F5-190	広告用具及び表示用具部品及び付属品

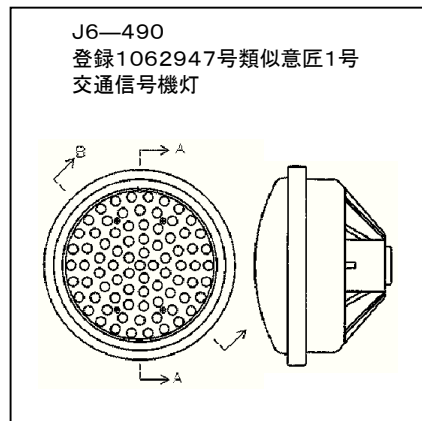
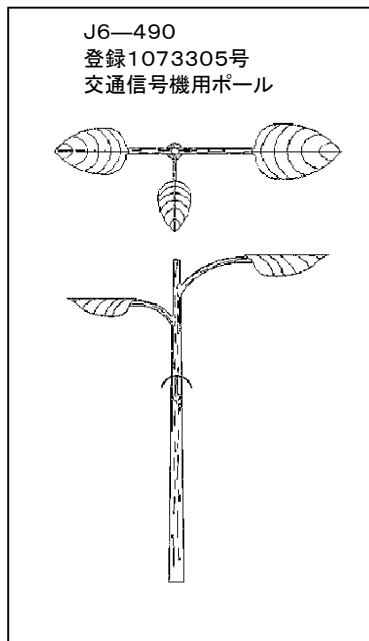
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
交通信号機用ポール	交通信号機灯	工事用保安灯取付具
道路標識柱用台座		

定義

J6-4代に分類される交通安全用機器にのみ使用する部品及び付属品。
主に交通信号機を取り付けるために道路に設置するポール、交通安全用の灯器をガードレールや柱に取り付けるための取付具や道路に設置するための基台等が含まれる。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

広告用具及び表示具部品及び付属品(F5—190)との関係

物品名又は物品の説明において「工事用」「交通安全用」と記載された表示具であっても、文字、図形を用いたもの(電光掲示板)である場合には、F5—10代に分類する。

表示内容が明らかでない場合もF5—10代に分類する。

それにより、部品及び付属品の分類先に関しても、

上記、表示具の部品及び付属品はF5—190に分類する

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

交通信号機用の押しボタンカバー(歩行者用の押しボタンカバー)は当分類を付与する。

ただし、形態に交通信号機用としての特徴のないものは配線用開閉器(H1—5300)に分類する。

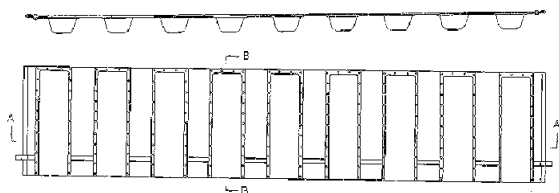
過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6—5	公害防止用機器

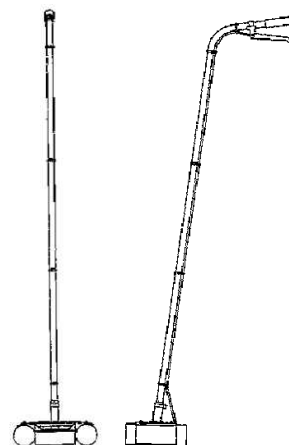
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6－5	全	公害防止用機器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
オイルフェンス	油回収機		
定義			

海上に流出した油等による汚染や公害の被害を最小限にとどめるために、汚染物を回収したり拡大を防いだりするもの。水質汚染以外にも大気汚染や土壌汚染を防止することを主目的とした機器も含まれる。

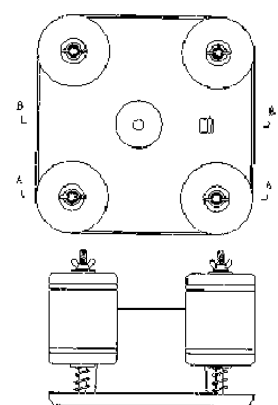
J6—5
登録491460号
オイルフェンス



J6—5
登録940660号
浮遊油回収器



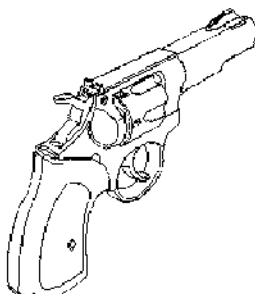
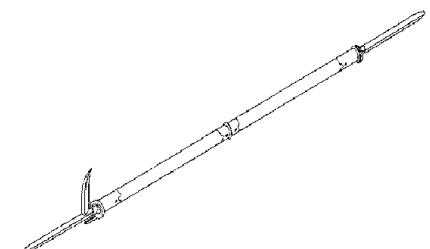
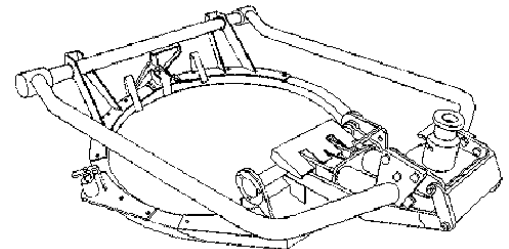
J6—5
登録558641号
水質汚染防止用塵埃吸入器



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
「公害防止用」であっても、他の分類に同種の物品が存在する場合は、他の分類に優先的に分類する。		
過去に分類した物品の名称		
水質汚染防止用塵埃吸入器		

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-6	武器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J6-6	全	武器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
E3-041	猟銃等		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
信管	大砲	拳銃	
小火器用照準器	鉄砲用架台		
定義			
人間に対する護身用あるいは攻撃用の爆薬用の信管、大砲、あるいは拳銃などの武器又はそれらの武器にのみ使用される部品及び付属品。 スポーツ用の猟銃や槍は除く。→E3			
J6-6 登録952946号 拳銃  J6-6 登録1156455号 槍  J6-6 登録894766号 鉄砲用架台 			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) この分類に含まれない物品 猟銃(E3-041)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
槍			